

よし ひさ

# えんどう 吉久活動報告

発行責任者 遠藤吉久 山形市落合町403番地 電話641-2783 FAX641-2785

## やまがたらしさの発揮

キラッと光る山形に向けて!!

**市** 民の皆様方におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

何卒、ご健康には十分お気をつけいただきまして、お過ごしいただきますよう、切にご祈念申し上げます。

さて、市川市政二期目がスタートしました。

人口減少、高齢化社会、厳しい財政事情のなか、いかに「やまがたらしさの発揮」、すなわち第七次総合計画をいかに実現していくかが最大の課題です。

**本** 市の重要な産業の一つ農業は、グローバル化の波を受け、大変な状況になっております。例えば、カリフォルニア州、中国、台湾でも日本人が好む食味の「米」が栽培され、近い将来食卓が席卷されるのではないかと危惧されています。

工業製品については、関係者の尽力で一定の評価を受けておりますが、同じく国際化の中で、技術革新を果たしていかなければ展望が開けません。

地方らしさの発揮とともに、山形市の発展、そして市民の皆様方のお幸せのため、これらの実現に全力を尽くして参ります。



力強く賛成討論を行う

## 教科書検定意見書提出に 賛成討論を行いました

**九** 月議会の最終日、教科書検定意見書の提出について、意見書提出に賛成の討論を行いました。

先の大戦での悲惨な経験、大変な苦しみ、広島、長崎、沖縄での凄惨な結果を経て、私たちは今、平和な日本の社会で生活し、この生活が子や孫までも続くことを願って止みません。

戦後62年が経過しようと言えども、決して忘れてはならないものがあります。

9月29日の「沖縄集会」に何人参加したとか、しないとかの議論ではないと思います。

沖縄集会での高校生の叫び「たとえ醜くても真実を知りたい、学びたい。そして伝えたい。」

「このことを心に刻もう。」そして、「歴史、史実は後からつくるものではない。」と議場全体に大きな声で訴えて参りました。



# 台風9号災害補正予算を可決！ 平成18年度決算を承認！

— 市民生活直結の各意見書を採択 —

9月議会特集号

9月議会は市長選挙の関係で、例年より遅く10月5日開会し、台風9号による災害復旧補正予算、2億200万円、障害者自立支援法激変緩和措置費3,400万円、平成18年度一般、事業特別会計決算、まちづくり三法（大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法）制定による山形市開発区域の特例に関する条例の廃止、さらには教科書検定、割賦販売法の抜本改正、私学助成関係予算の増額、福祉、療養病床廃止を求める意見書などについて、それぞれ可決、承認、採択し同23日に開会しました。

その主な質疑、内容について、報告いたします。

## ● 厚生常任委員会

### 市民の生活と医療を守れ！

障害者自立支援法により、各福祉事業所の運営が厳しくなっていることや数名が利用できなくなっていること、夜間急病診療所、市医師会休日診療所について



建設進む鈴川・大野目特養施設

一元化すべきであることや、施設のバリアフリー化が指摘され、早急な改善が示されました。

また、待機児童解消として、幼稚園、認定子供園等の多様な受入れ策、高齢者福祉については、金井、鈴川地区に続く特老施設の整備計画、介護の充実について質疑がなされました。

最後に社会問題化している「療養病床」の削減案に対し、市民の命と医療を確保し「医療難民」「介護難民」を出さないため計画中止と明確なビジョンの提示を政府に求める意見書、違法なクレジット契約を無くすため「割賦販売法の抜本改正」を求める意見書を政府に提出することを決定しました。

## ● 総務常任委員会

### 指定管理期間で議論

霞城セントラル内にある「市民活動支援センター」について、指定管理者制度への移行、指定期間を10年とする案件について議論しました。

現在、指定期間を基本的に3年、若しくは5年としている期間を「10年」とする理由について議論し、事業の継続性、雇用の安定とする執行部案に対し、競争性の否定、民間活力の活用を主張し当面5年、瑕疵（かし）なき場合は10年とする案が拮抗しましたが、委員長裁決で執行部案を可決しました。

執行部からは、今後の指定の方向性について36施設のうち、13を公募とし、14を専門性などから非公募に、9つは検討中との考えも示されました。

指定管理者制度については、そもそも地方の状況を考慮せず、いきなり法改正が行われ、結局は人件費をはじめ、いかにコストを下げた、下げる提案者が指定を受けがちになり、本来想定してる、中身、プランの競争になっていない現状があります。





競争原理では機能しない施設も

コスト論になれば、全国展開している業者がどうしても有利になり、地元で取り組む業者、団体の芽をも摘んでしまうこととなります。

このため、全国の各自治体でも現在いる職員の雇用の確保をはじめ、その対応に大変苦慮している現状にあります。

## ● 産業文教委員会

### 教科書検定意見書で議論

平成18年度決算に関し、学校給食の未納は26校101人、257万円になっていることが明らかになり早急な未納対策を講じることになりました。

また、現下の財政状況を勘案し、馬見ヶ崎川桜ライトアップに1,500万円を支出していることについて、中止すべきであること。

市民の避難場所にもなっている小中学校、体育館の



### 歴史・史実の変更は許されません

耐震補強工事を早急に行うべきであると質してきました。

また、沖縄戦で日本軍が「集団自決」を強制したと

の記述が削除されたことに対し、意見書を提出するべきであると主張しましたが、全会一致とならず「産業文教委員会」としての提案でなく賛成する7人の委員での提案となりました。

本会議では「沖縄県民、高校生の行動と訴えに傍観者であってはならない。山形市からも平和と不戦を訴えるべきだ。」と賛成の討論を行い、採決の結果、賛成多数で採択し衆参議長、総理大臣、文部科学、沖縄担当大臣などに直ちに送付しました。

## ● 建設委員会

### 台風災害復旧に万全の対策



傷跡残る山寺立谷川

台風9号関連の災害復旧については、県、国と十分意思疎通を図り万全の態勢をとっていくこと。

また、市民からの要望、要求が強い側溝、水抜き補正予算1億円について、公共事業減少のなか様々な観点から工夫を凝らし、来年度以降も予算措置なるよう強く要望しました。

また、平成20年度で下水道工事が完了することに伴い今後は、雨水管の整備率が25%と低いためその整備を図っていくこと。組織については、平成21年4月に向け特別会計から、企業会計への移行、水道部との統合を準備しているとの答弁がありました。

万全な除雪体制に関して、業者の重機の維持管理、固定的な経費について、仮に暖冬であっても支出を余儀なくされていることについて、「除雪は天候で変化し、業者の方々が苦慮することは認識している。他市の状況を調査・研究しながら検討していきたい。」との答弁がありました。



# 事業手法等を決定

## 平成25年度稼働に向けて 上山柏木新清掃工場

平成25年度の稼働に向けて新清掃工場の事業手法等が決定した。10月5日、18日開催された広域環境事務組合全員協議会、臨時議会で建設・運営は公設民営とし「※DBO方式」によって運営することが決定しました。

また、燃焼方式については、立谷川、半郷とも限界に近づいていることから、これまでに決定されている「流動床式ガス化溶融炉」方式ですすめ平成25年度の稼働としていくことを再確認しました。

DBO方式を採る理由として、

建設、運営を一体的に行うことは、競争性が高く、より安全性の高い提案が期待され、対価に対して質の高い建設、運営のサービスが得られる手法であり、故障発生時などの迅速な対応にも優れていること。

また、※VMFを最も得られ、自治体の負担額が最も少ない手法であり地元への波及効果も見込めることから決定したものです。



具体的な建設に動く上山・柏木清掃工場用地

10月18日の臨時議会では、清掃工場建設事業等業務委託料590万円が補正計上され、建設に向けて丈量測量をはじめ具体的に着手しました。

### 【用語の解説】

#### ※DBO方式

公共の資金調達により施設を建設し、民間事業者が設計、建設、運営を一体的に委ねる方式。施設の所有権は公共が保有するが、事業主体は民間事業者になるというもの。

#### ※VMF

一定の支払いに対して最も価値の高いサービスが提供される。または、同等のサービスに対し最も低い支払いの財政負担で済む。という考え方。

従来の公共事業方式にと比べ、サービス水準が一定であれば、負担が従来より低減すること。コストが従来と同等であれば、サービス水準が向上すること。により検証します。

### 悲惨なクレジット被害を根絶へ!!

—法改正を強く求め意見書を採択—

高齢者を標的にした悪質な高額クレジット被害が続出していることから、法改正を求め意見書を採択、国へ送付しました。

私たちが「もの、サービス」を購入、受ける経済活動をする際、消費者保護、経済的負担の軽減の観点から、割賦販売(月賦払い)、特定商取引法(訪問販売、電話勧誘など)によって被害に遭わないように規定されています。

しかし、これら法の網の目をくぐって脱法行為を行う業者、それを黙認して過剰な与信をするクレジット会社が後を絶たないため、それぞれの責任を明確に求め、消費者保護を徹底しようとするものです。

現在は販売者との契約が無効になっても、信販会社への既払い分は返還されませんし、販売者、信販会社、購入者の三者契約の仕組み、法の主旨が消費者に十分理解されず、次々販売契約によって、被害が拡大しております。

被害に遭わないためには、訪問、電話による勧誘の際は一人で決断しない、契約書に安易に署名、捺印しない、そして、断る際にも「いいです、けっこうです。」など、どちらにも取れることを言わない。

「必要ありません。お断りします。」と毅然としてはっきりと言うことが必要です。

心配なことがありましたら、一人で悩まず、市役所

641-1212へ相談してください。

